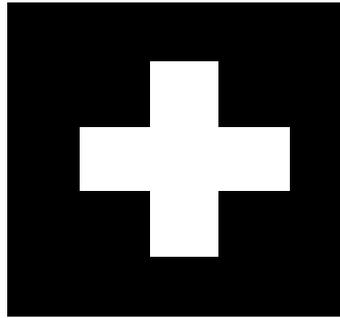
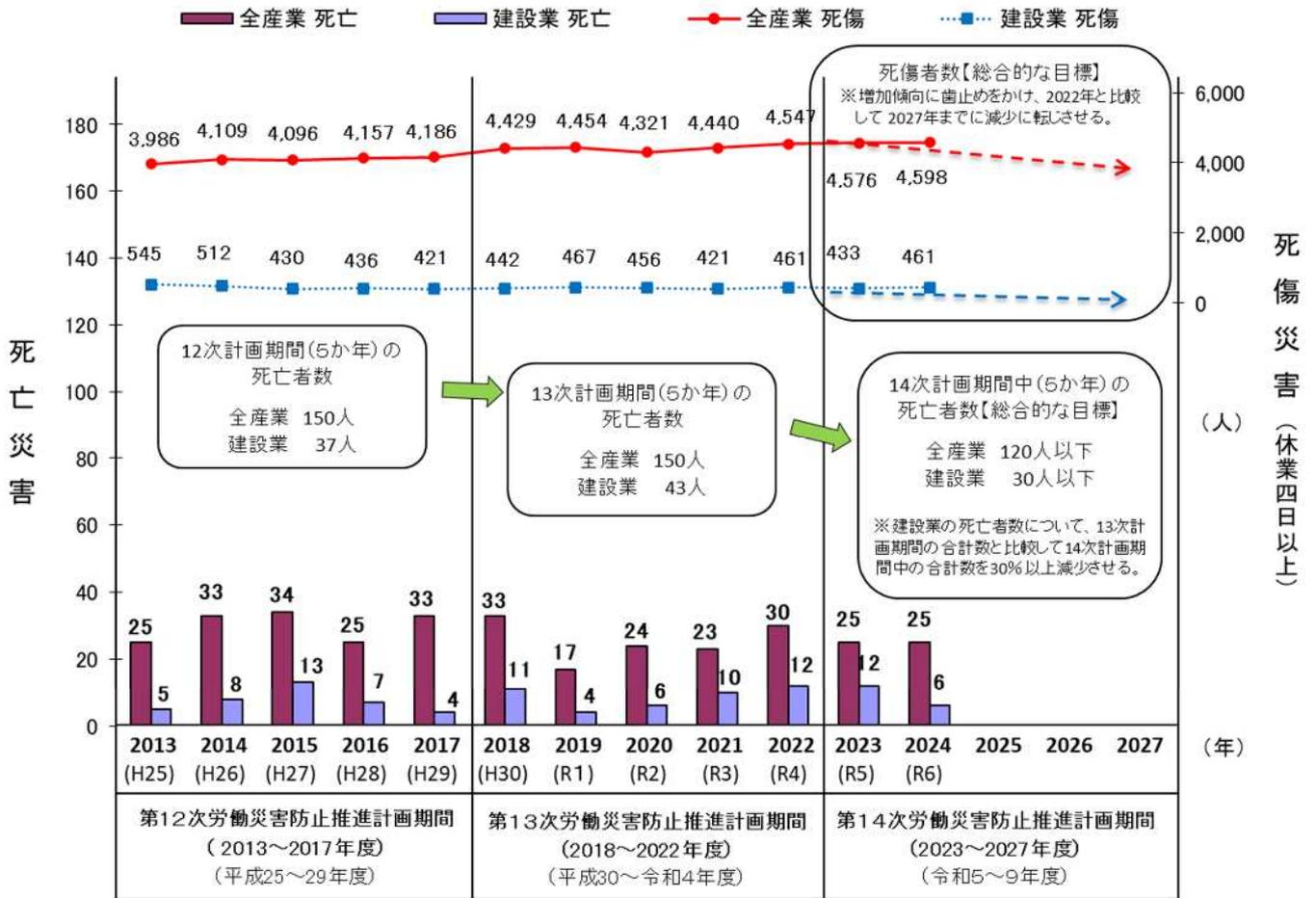


建設業労働災害の防止に向けて(令和7年)

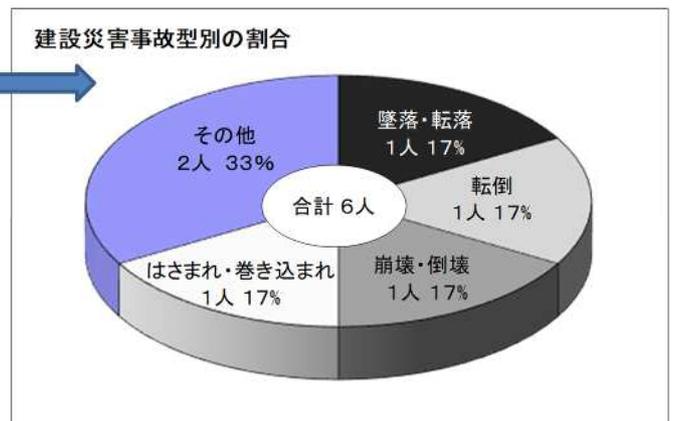
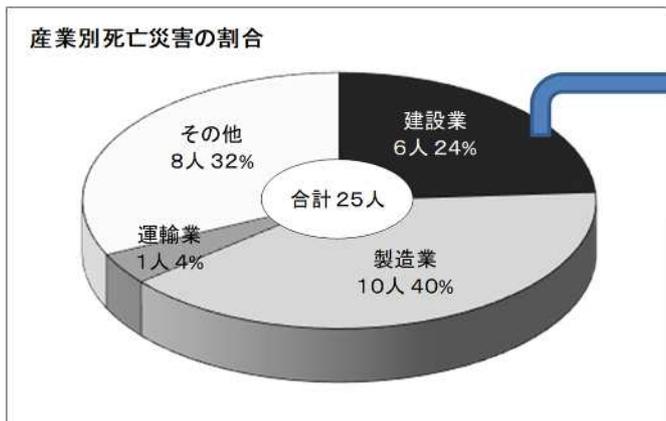


静岡労働局
労働基準監督署
建災防静岡県支部

県内建設業の労働災害の推移



令和6年の県内死亡災害の分析



令和6年建設業死亡災害発生状況

※ すべての災害に共通する「同種災害防止対策のポイント」：元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じて適切にリスクアセスメント等を実施し、施工計画、作業計画、作業手順等を定め、これらの計画等に基づき作業を行うこと。施工と安全衛生を一体とする「安全施工サイクル」を定着させ、「見える」安全衛生活動等も積極的に推進しましょう。

墜落・転落		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	建築工事業	民間住宅の塗装工事に設置されていたくさび緊結式足場を解体する作業中に、被災労働者が火打ちを取り外すために躯体屋根上を移動していたところ、足を滑らせて屋根から滑落し、そのまま6.3メートル下の地面へ墜落したものの。

転倒		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	土木工事業	資材置き場において、プラスチック敷板75枚（重量約2.5トン）をドラグ・ショベルを使ってスリッパ一本で吊り上げ、当該荷の横に被災者がいたところ、プラスチック敷板が崩れてそのまま後ろに転倒した。その際、地面に頭を打って死亡した。

崩壊・倒壊		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	建築工事業	高さ約2メートルのL字型のブロック塀の解体作業にあたり、カッターで1段目のブロックの一部を切断し、残った箇所を、塀が倒れないように作業員二名で支えながら切断の上、一部のみ解体する作業を行っていたところ、ブロック塀が倒壊し、1名が下敷きとなったもの。

はさまれ・巻き込まれ		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	その他の建設業	光通信ケーブルの敷設工事において、被災者は、高所作業車を傾斜のある所定の位置に移動させようとしていた。何らかの理由で被災者が運転席から離れた際に、高所作業車が動き出した。被災者が、動き出した高所作業車を手で支えて停止させようとしたところ、付近に停車させていた別の高所作業車との間に挟まれた。

交通事故（道路）		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	その他の建設業	タイヤがバーストし追越車線上に停車していたトラックに、被災者の運転するトラックが追突したものの。

その他		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	土木工事業	鉄道駅構内において線路内に立ち入り、レール溶接作業の準備作業を行っていた。その後、仮置してある機材を運搬するために下り線を横断していたところ、進んできた貨物列車に接触し、被災したものの。

STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



←キャンペーン実施要項

キャンペーン期間



準備期間 4月 にすべきこと

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施

管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画 e-learning



緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、海清貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



環境省
熱中症予防情報
サイト

暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置

服装

準備期間に検討した服装を着用

作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止

プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)

暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること

健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認

作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「ボディ」を組み合わせる
等労働者お互いの健康状態を留意するよう指導

異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異常を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

石綿（アスベスト）の事前調査は 施工業者（元請事業者）が 必ず行う必要があります！

有資格者による事前調査

石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの調査（事前調査）は、「建築物」の工事（新築以外）を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。

4.3.4 事前調査を実施する者 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」93～95P



「工作物」の工事の事前調査は
令和8年1月1日以降着工
の工事から有資格者に行わせる
必要があります。



石綿総合情報ポータルサイト
工作物石綿事前調査者 参照 →

事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等
に対して事前調査結果等を報告する必要があります。

パソコン・
スマホから
24時間報告
可能

調査結果のほか、作業主任者の氏名や
石綿ばく露防止措置等も報告が必要な
場合があります。

4.3.7 都道府県等、労働基準 監督署への報告 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく
露防止及び石綿飛散漏えい防止対
策徹底マニュアル」101～103P



事前調査結果の保存

事前調査の記録等を作成し、記録
の写しを除去等の作業中に現場に
備えつけるとともに、作業終了後
も3年間保存する必要があります。

4.3.5 事前調査の記録等の作 成、備え付け及び保存 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ば
く露防止及び石綿飛散漏えい防
止対策徹底マニュアル」
95～98P



「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください！

建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マ
ニュアル、石綿障害予防規則の概要、事前調査者の資格を
取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報
等、事業者・作業員・発注者・住民の皆さまに向けた様々
な情報を掲載しております。



石綿総合情報ポータルサイト [検索](#)

工事・作業別の規制内容の早見表

■工事開始前まで

規制内容	工事の種類		
	建築物	工作物	鋼製の船舶
事前調査・分析調査の実施 ^{※1} 、記録の3年保存【3条】	●	●	●
事前調査に関する資格者要件【3条】	●	▲ ^{※2}	●
分析調査に関する資格者要件【3条】 ^{※1}	●	●	●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）【4条の2】	● ^{※3}	● ^{※4}	● ^{※5}
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）【4条】	●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）【安衛法88条（安衛則90条）、5条】	● ^{※6}	● ^{※6}	● ^{※6}

- ※1 事前調査で石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、有資格者による分析調査を行う必要があるが、「石綿使用有り」と見なして分析調査を行わない場合は、法令に基づく措置を講じる必要があります。
- ※2 令和8年1月1日から施行されるが、施行前も有資格者による事前調査の実施が望ましい。
- ※3 床面積の合計が80㎡以上の解体工事は請負金額100万円以上の改修工事に限る。
- ※4 特定の工作物の解体工事又は改修工事であって、かつ請負金額100万円以上の工事に限る。
- ※5 総トン数が20トン以上の鋼製の船舶に係る解体工事又は改修工事に限る。
- ※6 吹付け石綿等（レベル1建材）又は石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。建設業・土石採取業以外の事業者にあつては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。



■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）

主な規制内容	工事の種類			
	吹付け石綿、 保温材等の 除去等 （レベル1・2）	けい酸カル シウム板第 1種の破砕 等	仕上塗材の 電動工具に よる除去	スレート板 等の成形品 の除去 （レベル3）
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示【3条】	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施【19条、20条】	●	●	●	●
作業員に対する特別教育の実施【27条】	●	●	●	●
作業場所の隔離【6条、6条の2、6条の3】	●	●	●	●
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認【6条】	●	●	●	●
作業時は「建材を湿潤な状態に保つこと」「除じん性能を有する電動工具を使用すること」「その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」のいずれかの措置【6条の2、6条の3、13条】	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用【14条】	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示【15条】	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示【34条】	●	●	●	●
作業員ごとの作業の記録・40年保存【35条】	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存【35条の2】	●	●	●	●
作業員に対する石綿健康診断の実施【40条】	●	●	●	●

（※）表の条番号に法令名がない場合は、石綿障害予防規則、「安衛法」は労働安全衛生法、「安衛則」は労働安全衛生規則を指します。